

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

健生歯科なると所長 池田 将英

5月8日より新型コロナウイルスが5類感染症に引き下がりました。それに伴い、感染後の療養義務や濃厚接触者の行動制限が無くなり、各施設においては様々な対応がなされていることと存じます。

しかし、コロナウイルスの感染力が変わっているわけではありませんから、当院では、コロナに限らずその他多くの感染症から皆様をお守りするために、引き続き治療器具の滅菌・使い捨て器具の使用、治療台の消毒等はこれまでのレベルを維持いたします。

患者様におかれましては、ご来院時の検温とマスク着用、アルコールによる手指消毒、治療前のブクブクうがいもこれまで通りご協力をお願い致します。歯科治療の場合、タービンという水を噴射しながら歯を削る機械を用いたり、超音波を使って歯の汚れを除去したりする治療が中心となります。この処置では、感染リスクの一番高いエアロゾル（空気中に漂う微細粒子）が発生します。この粒子を吸い込むと感染するリスクが高くなりますから、しっかり換気を行い、空気清浄機も設置し、各診察台に設置している口腔外バキュームにて吸引し、拡散を防止しています。治療中は、口を開けないと処置ができませんが、それ以外の時は極力マスクの着用をお願いします。

また、体調のすぐれない方、発熱・咳・鼻水などの症状がある方は大変申し訳ございませんが、ご予約を延期させていただく場合がございます。ご来院の前にご体調と風邪症状の有無を確認していただき、ご体調のすぐれない場合は無理せずお早めにご連絡を頂きますよう、宜しくお願いいたします。

当院スタッフも自身の健康管理にはさらなる注意を払い、クリーンな診療室を維持して参ります。お一人お一人の安心のために、何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します